

文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月七日

文京区長 成 澤 廣



## 文京区条例第三十二号

文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例  
文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和四十一年七月文京区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「葬祭補償として」を削り、「三十一万五千円」を「葬祭補償として三十三万円」に改める。

### 付 則

#### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第十八条の規定は、令和八年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例第四条第七号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、この条例による改正前の文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第十八条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例付則第六条の規定による金額により支給されたもの（その額が六十六万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第十八条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。